

Title	史學雑誌(第三十三編)
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.115(275)- 118(278)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大正十一年度雑誌主要論文 書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0115">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0115</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那には朝貢國以外に土司と云ふものがある。土司の或者は朝貢する點に於て朝貢國に似てゐるが、同時に錢糧或は貢賦を納むると云ふ點に於て異つてゐた。然し凡ての土司が錢糧を納めてゐたといふのではない。然して錢糧を納める上の責任は地方官より軽く朝貢する上の責任は朝貢國より軽く、支那に對しては朝貢國より一層關係が稀薄であつた。(松本信廣)

### 史學雜誌 (第三十三編)

#### 足利時代に於ける撰錢とグレシム法 (二、一)

#### 渡邊世祐

同一時に同一價格の貨幣が流通する場合には粗惡な貨幣は優良な貨幣を市場から驅逐すると云ふグレシム法は足利時代の撰錢にも適用される。足利時代には官錢、渡唐錢、私鑄錢等の各種の貨幣が品質、量目、形狀等に各相異の點ありしにも係はらず、同様に流通せしめられてゐた。その結果使用者は人情の自然に従ひ、之を撰錢する、良貨は貯藏され、惡貨のみ行はれるといふ有様になつた。幕府は幾多の布令を出し、その威力に依り禁止せんと企てたが到底實行出来なかつた。即ち最初新鑄の新錢は撰錢することを認め渡唐錢は善惡に論なく強いて之を流通せしめんとしたが成功せず、次いで、渡唐錢を取引の三分の一として通用せしめ、更に五分の一の割合に定め、終には精錢と惡錢の比較價格を定め通用

せしめたが皆不結果に終り、家康に至つては惡錢のみの使用を勵行し、永樂錢の如き良貨はその使用を禁止してしまつた。

#### モリソン號來航及擊攘に就て

(一、三三及び三、一六七)

#### 田保橋潔

幕末外交史上の一挿話たる本事件の考證的叙述である。

#### 和蘭流外科に就て (二、八五)

#### 吳秀三

戰國時代よりホルトガル、スベインによつて南蠻流の醫學が輸入され、徳川時代にも長崎を通じて和蘭流の外科が傳へられ、様々な流派を作つてゐた。多く膏藥を貼るとか、油を付けるとか、針で膿を出す位の幼稚なものであつたが助産術を起した賀川玄悦、麻酔劑をかけて大手術を試みた華岡青洲などの名醫も輩出した。華岡は蘭人カスバル、スハムベルヘンの門人伊良子道牛の弟子大和見水から外科を習ひ、クロロホルム、エーテルの發見に先立つ四十年西曆一八〇二年の頃既に麻酔藥を發見し全身麻酔によつて乳癌等の大手術を行ひ、我國外科學の基礎たる華岡流を開いた。

#### 菅原文時の封事に就いて

(二、一〇九及び三、一九四)

#### 栗田淳綱

天曆八年村上天皇に獻ぜし文時の封事三條、奢侈を禁じ、實官を停め、鴻臚を存し遠人を懷けんことを論ぜし意見を説明し、彼が文士にして政治家に非ず、能く時弊を云ふも之が匡救の策を論ずるに割切ならざること述べ。

## 親鸞傳私見 (四、二四七及び五、三五八)

中澤 見明

親鸞傳繪は、親鸞の傳記を書くのが主要な目的ではなく、親鸞の教義を述べ、合せて親鸞中心主義を宣傳するために作られた假作物語で、恐らくは覺如の創作であらう。その中史實と見るべきは、教行信證後序に依つたものと、親鸞入滅以後の記事のみであらう。親鸞には立教開宗の意志もなく、自己を中心とした花々しい活動もなかつた。彼の傳記の明かでないのは彼の性格がしからしめたのである。

## 支那の開國に就て (五、三三一)

矢野 仁一

明代には入海や海外移住は禁止せられてゐたが朝貢國の朝貢すべき年に來て貿易することは禁ぜられてゐなかつた。清代は移住の點に於て明代よりはやかましく干渉したが貿易のため出かけることは一層寛かであり、朝貢國の船舶が朝貢すべき年に支那に來ることは差支へなかつた。即ち支那は本來鎖國ではなかつたから南京條約後も支那は開國になつたとは申し難い。もとゞ支那は

朝貢國に對しては恩惠として外國貿易を許すといふ考へであつた、外國人は支那をして國を開かした積りでごしゝ入國したが支那人は外國人と外國に對し國を開いたといふ考へを毛頭持たぬ。従つて兩者の間の意見の相違から遂に拳匪の亂を誘起した。支那は天下を支配するといふ考への上に成立つて居る支那の政治組織を近代的國家に改めない中は開國といふことは行はれなかつたのである。

## 國分寺建立發願の詔勅について (六、四一三)

萩野 由之

國分寺建立發願の詔勅は天平十三年發布となりをれども天平十一年らしい。

## 三河國に於ける徳川氏の氏神

(六、四二一及び七、四九七)

宮地 直一

徳川氏の祖先は最初東加茂郡松平村の六所神社を氏神として崇敬した。ついで南下して額田、碧海の平野に移るに及び岡崎の伊賀八幡及び六所の新宮を信仰した。家康は岡崎に生れたが、各地に居を轉ずるに従ひ、その崇敬する神も五社、山王、淺間等と轉じてゐた。然しその歿後東照宮が創設せられ、從來の諸社はその配祀によつて却つて光を増し、東照宮そのものもかゝる諸社を背景とし益々光輝を放つこととなつた。

## 本願寺と羽柴秀吉との關係 (八、五八一)

渡邊世祐

本願寺は信長に反抗し、信長の部將柴田勝家は越前に於て本願寺派を壓迫した。従つて信長の死後本願寺は秀吉と結び、信長に對する態度と正反對になつた。

## 唐時代の土地問題管見

(八、五九七及び九、六八七及び十、七五八)

玉井是博

唐以前の均田制の沿革を述べ、次いで唐の均田制の組織を明にし、その制度には社會政策的目的が著しく現はれてゐること、社會の一單位として婦人を認めざりし點に於て家族主義的色彩を加味せしこと、商人排斥、階級的差別思想を含むことを論じ、その崩解の素因が制度そのもの上に土地の賣買貼賃を承認せしこと、違犯者に對する處罰が比較的寛大なりしこと、王公百官に多數の永業田を給與せしことにありと、その結果、地方官の不正、土地の自由賣買貼賃、貴族富豪の兼併となり、終に崩解に終りし徑路を述べ、最後に唐代の莊園の發達に就て説いてゐる。

## 御鳥羽院靈託とその時勢 (九、六六一)

龍 肅

御鳥羽院の靈託は院の崩御後度々種々な政治的變動を機會として唱へられ、その都度公武兩社會に深刻な感化を與へた。

## 黄檗派の開立と龍溪 (十、七四七及び十二、九四五)

鷲尾順敬

一介の渡來僧たる隱元が黄檗派を開立するに至るまで妙心寺の禪僧龍溪が援助し斡旋せし経緯を述ぶ。(未完)

## 教行信證に關する疑問に就て喜田

博士に答ふ (十一、八二七)

辻 善之助

教行信證を親鸞の自筆に非ずとして辻博士を難する喜田博士の所説(歴史地理八、九月號)に對する辯駁である。教行信證後序に親鸞自ら流罪に處せらると記しあるも流罪の事は他の史料に見へぬ。ために喜田博士はその記事を疑ふてゐるが親鸞は當時にあつては一向目にた、ぬ數百人の弟子中の一人で世間から注意せられなかつたからだらう。又喜田博士は記事に誤讀があるのは、著者以後の加點者の誤讀で、所謂眞筆本にも誤讀が其儘になつてゐるのはその價値を疑はしめると論するのであるが由來親鸞の書いたものには無理な讀方が多い。又、三年前の天皇を今上と記してあるのも「時の天皇」と云ふ意味であらう。

## 元和一國一城令 (十一、八五六)

高柳光壽

家康が城郭に對して甚大なる經驗ある事を述べ、その結果元和

元年一領内に一城たるべき旨の法令を發布せしこと、その範圍は主として西國の外様大名に限られ、その令が可なりよく徹底したこと、城郭破却の方法が家康の創意にあらず、秀吉、信長、佐々木定頼にまで遡り得べきことを述ぶ。

## 太古の九州四國 (十二、九一三)

坪井九馬三

魏志倭人傳に現れたる固有名詞をチアム語にて解釋し、當時の九州人はチアム一脈の民族であると論じ、更に古地名を利用して、我國民が古代に於て月を崇拜せしこと、農作には主として稻を栽培し、漁撈、狩獵を行ひしことを述ぶ。單語の類似によつて民族を確定し得べきならば日本人をギリシヤ人なりとする暴論をさへ認容しなければならぬ。史學研究法の著者にして本篇あるは奇異である。(松本信廣)

## 藝 文 (第十三卷)

遂 と 鑿 (一、一) 松本文三郎

漢以前の火を取る器は遂と云つて木製又は金屬製であり、後者は杯に似た形をなしてゐた。水を取る鑑は金屬製で鉢の如き形をなし、その中に露を滴らしめた。漢代以後明水を取る具を方諸と云つた。之が古の鑑と同一なりや否や疑はしい。同じく漢代に火を日に取る器は陽遂と云つて硝子のレンズであり、西域地方から海

上を経て支那に入つたものらしい。

## 輪 鼓 考 (二、三八) 岩橋小彌太

往古の猿樂に含まれた雜伎の中に輪鼓なるものがある。之は數年前流行したテアポロと起源を同じくし、恐らく往時支那から輸入せられたものであり、笛鼓の拍子につれて演じられたのであらう。

## 續鑑鏡考 (二、八四) 松本文三郎

鑑は最初鑿の如きものであり、それが明水を取る器物となり、更に物像を映する目的のため平面に近きものに變形せられ、眞の鏡が製作された。そして、之を呼ぶのに鏡の字が作られ、鑑と鏡との混同を避けた。以上は前篇「遂と鑿」の中に既に述べられた所であるが、本篇は更に其れを補足し、漢以前カ、ミを指示する場合には常に鏡の字が用ゐられ、鑑の字は水鏡の義に用ひられ、カ、ミの意に解せざるべからざる用例は殆んど發見し得ない。鑑と鏡が同一物の如く見做されたのは紀元後二百年前後で、鏡なるものが始めて製作されたのは紀元前四百年前後であらう。

## 吉利支丹文學斷片 (二、一三三)

新村 出

慶長八年長崎耶穌會學林より刊行されたホルトガル宣教師ロドリアゲース編日本文典中に引用された種々なる語法形の實例によつて吉利支丹文學の斷片を集む。